

索引号:	3/2021-00110	主题分类:	危险化学品安全监管	发文单位:	应急管理部
成文日期:	2021年6月7日	发文字号:	应急厅函[2021]129号	发布日期:	2021年6月9日
标题:	应急管理部办公厅关于对危险化学品领域安全生产新情况新问题开展专项排查整治的通知				
公文种类:	函	效力:	有效		

<以下、仮訳であり、ご利用に当たっては、原文もご確認ください>

**危険化学品分野に関する应急管理部の
生産安全における新たな状況と新たな課題の展開
特定項目特別査察と是正措置に関する通知（仮訳）**

应急管理通知(2021)129号

各省、自治区、直辖市の应急管理厅（局）、新疆生产建设兵团应急管理局、有关中央企业へ：

今年の初めから、危険化学品の安全生産の状況は厳しく且つ複雑である。特に化学製品の価格が上昇し続けるに伴った高水準の操業維持、高温、大雨、強風、雷等の極端な天候の増加、安全上のリスクの絡み合いが、一連の新しい状況と新たな課題をもたらし、危険化学品分野における重大な安全上のリスクになっている。安全上のリスクの的を絞って防止・管理し、危険化学品の重大事故を断固として防止・抑制するために、今から実施する特定項目特別査察と是正措置に関して以下の事項を通知する。

【1】全般事項

習近平総書記長の安全生産に関する重要指示の精神を誠実に実行し、開発と安全を統合的に調整し、化学工業製品及び危険化学品の生産・販売企業の安全生産の主要な責任を真剣に実行し、企業に全ての範囲、全ての方面での詳細なリスク調査を実行するように督促し、化学製品の価格上昇と極端な天候によって引き起こされる安全リスクを効果的に防止し、潜在的な安全上の危険リスクを排除し、事故を断固として防止・抑制する。

【2】重点査察範囲

危険化学品の安全許可を取得している生産及び貯蔵企業、その他の化学企業については査察の進展具合を参考して決定する。各地域は実際の状況に基づいて、査察範囲を明確にし、実施する企業名リストを決定する。

【3】重点査察内容

(1) “三超一抢”の行為を厳格に査察する。

企業が許可範囲を超える危険化学品の生産、販売を行っているかどうか；化学企業が設計生産能力を超えて、又は設備と設備の負荷能力を超えて生産行為を持っているか

どうか；危険化学品の生産プロジェクトの新設、改修、拡張建設が、盲目的な締め切り、無理な日程状況であるかどうか。

(2) **運転条件が不備にも関わらず、試生産を実施しているかを厳格に査察する。**

設備・施設の設置がまだ完了しておらず、要員は未だ訓練及び資格に合格しておらず、試験生産計画は未だ制定・組織化・審査されていない等の運転条件が不備な状況下にも拘わらず、市場を確保する為に試生産を実施するような、新規・改修・又は拡張した危険化学品生産プロジェクトがあるかどうか。

(3) **定期点検（オーバーホール）や修繕の実施遅れを厳密に査察する。**

設備・装置の定期点検（オーバーホール）に遅れがあるかどうか、評価せずに定期点検期間が不正に延長されているか等。不良な状態で使用している、又は生産を強行している状況があるかどうか。

(4) **法に違反した過量の貯蔵行為を厳重に査察する。**

危険化学品貯蔵タンク及び倉庫に、違法な過剰量貯蔵又は過剰な品種の貯蔵状況があるかどうか。化学的に混在することが禁止されている危険化学品が混在している状況があるかどうか。

(5) **異常気象の安全リスクの予防と管理が不適切なものを厳重に査察します。**

生産設備及び貯蔵施設の、避雷、静電気防止、洪水防御、台風防御、冷却等の安全設備が不完全な状況であるかどうか；異常気象の影響に対する完全な緊急計画を策定しているかどうか、緊急訓練を実施しているかどうか。十分な緊急資材・設備を準備しているかどうか。

(6) **防火安全行為違反を厳しく査察する。**

企業の主要な責任が果たされていない状況があるかどうか；防火距離が不十分であるかどうか；消火用水源、消火剤の備蓄が不十分であるかどうか；消火設備の故障又は不足があるかどうか；消防車の通路に障害物や占拠があるかどうか；消火器や緊急時計画が実際の状況と一致していないかどうか；企業の専門消防隊、プロセス処置隊の「2 チーム」（“兩支隊伍”）の緊急対応能力が不十分である状況であるかどうか。

【4】作業要件

(1) **立ち位置を高め、迅速に展開する。**

各地域、各組織体は、政治的立場を改善し、思想の理解を強化し、組織のリーダーシップを強化し、現在の重点業務を組み合わせ、この特定項目特別査察と是正処置を部署に迅速に展開し、実施責任を細分化し、効果的に整理して実施し、実際の成果を確実に得る必要がある。

(2) **真剣な自己検査、厳格なランダム検査。**

各企業は、査察の重点内容を注意深くチェックし、項目毎に自己検査を実施し、質問リストを作成する必要があります。危険化学品の製造及び貯蔵企業は、自己検査の結果を、6月15日の安全リスク評価判断及びコミットメントの発表の内容に組み込み一般に公開しなければなりません；その他の化学企業は、自己検査の結果を地域の応急管理部に報告する必要があります。市及び県級の応急管理部は、日常監査、

予告なしの訪問、及び重大危険源の監督と検査等の業務と組み合わせて、企業の自己検査状況について抜取検査を実施する。

(3) 厳しく確実に実行し、処罰は厳格に行う。

各地域は、法執行機関の検査監督を強化し、厳しく確実に実行することにより、査察重点内容に記載されている事項について法違反・規制違反を犯している企業を法律に従って厳しく罰する必要があります； 重大な問題の場合は、<<刑法改正案（11）>>の関連規定に従い、司法機関に送致し、法律に従って企業の主要な責任者及び関係責任者の刑事責任を追求し、形式違反行為と実施違反行為を断固として防止する。

(4) 宣伝を強化し、警告を公開する。

各地域は、宣伝活動とこの特定項目特別査察を同時展開、同時促進し、地元の主要メディアを調整し、査察と是正措置に努力しない企業を公開し、警告持つ典型的な反作用と抑止力を十分に発揮し、業務実施を効果的に促進する必要がある。

応急管理部は、年度重点業務と組み合わせて、関連する状況を継続的に追跡し、適切なタイミングで監督と査察を組織します。進捗が遅く、業務努力が不十分な地域や組織体は、批判の通知をされ、一般に公開されます； 不十分な査察と是正措置によって発生した事故は、法律に従って厳重に調査、処罰されます。

応急管理部办公厅

2021年6月7日